

秋田3期地区活性化計画

秋 田 県

平成21年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 秋田3期地区							
都道府県名	秋田県	市町村名	横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、八峰町、	地区名	金屋、清水町、芦田子、福米沢本内、川口、中館、豊川、今泉、中仙中央、藪台、三条川原、本城、大沢、	計画期間	平成21年度～平成25年度

目標：
 農業生産基盤の整備により地域農業の生産性の向上と農業構造の改善による経営の効率化・安定化を図るとともに、これら生産基盤の整備を通じて地域が有する多面的機能の維持・保全や優良農地の確保、担い手の育成・確保を図り、地域農業・農村の持続的な発展を目指す。
 具体的な目標数値としては、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保面積を2地区で72.9ha、また、計画期間内に区画整理事業の着手する地区数を11地区とし、区域内における担い手農家数(210人)を維持・確保するとともに、新規就農者を含む新たな担い手農家など農業従事者の定住を図る。

目標設定の考え方

地区の概要：

本県は、本州北部、日本海側に位置し、東の県境に奥羽山脈、北の県境には世界遺産に登録された白神山が、南の県境には鳥海山がそびえ、西には日本海が開ける風光明媚な地勢を有している。県土の総面積は11,612km²で、全国の都道府県では第6位の広さであり、13市9町3村(H.21.2時点)からなっている。
 本県では、県土面積の約13%にあたる151,300ha(H19)が耕地として利用されており、耕地面積では全国第7位となっている。特に、雄物川、米代川、子吉川の三大河川の流域沿いの盆地や海岸平野には広大で肥沃な優良農地がひらけ、土地利用型農業には恵まれた条件を有している。

現状と課題

本県の農業の現状としては、平成19年度からスタートした「品目横断的経営安定対策」への本県の加入状況は全国的に高い水準にあることから、集落営農組織の法人化を進め地域の自立的な発展を促進するとともに、個別経営体による複合経営の取り組みなどを支援し、高い経営力を持つ農業経営体の育成が重要である。また、「農地・水・環境保全向上対策」については、全県で700を超える組織が共同活動に取り組んでおり、秋田の原風景を守り継ぐ県民運動として推進している。
 一方、本県は高齢化率が全国トップレベルであることに加え出生率も全国最下位であり、農業生産基盤の整備を契機とした地域農業の担い手の確保・育成や農業構造の改革等による地域経済の活性化が課題となっており、定住等を促進に資する地域農業の振興を図るためにも生産基盤の整備を行う必要がある。

今後の展開方向等

本県の農業は、担い手の高齢化、若者の流出等による後継者不足により集落機能等の低下が懸念されている。
 このため、区画整理などの生産基盤の整備を通じて新たな担い手や営農組織等を育成により農地の利用集積の促進を図るとともに、農業用排水路整備によるかんがい用水の安定確保や農道の整備により維持管理費等の軽減を図り、農業経営の効率化・安定化を目指す。また、これら生産基盤の整備を通じて地域農業の担い手の確保及び後継者の育成や集落営農組織の設立など、米と野菜等の複合経営の確立による農業所得の向上を図り、地域農業・農村の持続的な発展を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
横手市	金屋	基盤整備(地形図作成)	横手市	有	イ	
	金屋	基盤整備(農用地等集団化)	横手市	有	イ	
	金屋	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	(H23~H28)
横手市	清水町	基盤整備(地形図作成)	横手市	有	イ	
	清水町	基盤整備(農用地等集団化)	横手市	有	イ	
	清水町	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	(H23~H28)
大館市	芦田子	基盤整備(地形図作成)	大館市	有	イ	
	芦田子	基盤整備(農用地等集団化)	大館市	有	イ	
	芦田子	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	(H24~H29)
男鹿市	福米沢本内	基盤整備(地形図作成)	男鹿市	有	イ	
	福米沢本内	基盤整備(農用地等集団化)	男鹿市	有	イ	
	福米沢本内	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	(H23~H28)
湯沢市	川口	基盤整備(農業用道路)	湯沢市	有	イ	
由利本荘市	中館	基盤整備(農業用排水施設)	由利本荘市	有	イ	
潟上市	豊川	基盤整備(地形図作成)	潟上市	有	イ	
	豊川	基盤整備(農用地等集団化)	潟上市	有	イ	
	豊川	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	(H23~H28)
大仙市	今泉	基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
	今泉	基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
	今泉	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	(H23~H28)
大仙市	中仙中央	基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
	中仙中央	基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
	中仙中央	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	(H25~H30)

大仙市	藪台	基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
	藪台	基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
	藪台	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	(H24~H29)
大仙市	三条川原	基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
	三条川原	基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
	三条川原	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	(H25~H30)
北秋田市	本城	基盤整備(地形図作成)	北秋田市	有	イ	
	本城	基盤整備(農用地等集団化)	北秋田市	有	イ	
	本城	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	(H23~H28)
八峰町	大沢	基盤整備(地形図作成)	八峰町	有	イ	
	大沢	基盤整備(農用地等集団化)	八峰町	有	イ	
	大沢	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	(H24~H29)

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

本活性化計画の推進に当たっては、市町村及び関係土地改良区との連携はもとより市町村等で構成する地域担い手育成総合支援協議会と連携し、地域の担い手農家への支援・指導を強化する。

3 活性化計画の区域

秋田3期地区(横手市ほか7市1町)	区域面積	3,367ha
本計画の区域面積を計画事業13地区の区域面積の総計とする。		
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係: 区域面積 3,367haのうち農林地面積は3,115haで、農林地率は92.5%となり、80%以上を占める。		
②法第3条第2号関係: 区域内の農業就業人口の減少(H12→H17センサス-7.6%)及び65歳以上の高齢化割合(H17センサス59.6%)が高いことから、定住等の促進に資する農業の振興を図るため農業生産基盤の整備が必要な区域である。		
③法第3条第3号関係: 市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画目標である担い手農家数については、各地区毎に市町村担当部局からの担い手認定農業者数の報告を集計する。また、区画整理事業の計画との整合性等についても地区別に検討・検証するとともに、担い手農家数の内訳として新規就農者や新たな担い手農家数を把握し、評価内容の妥当性について県第三者委員会の意見を聴いた上で、その結果を公表する。

なお、集落営農組織化や営農組織の法人化等の場合は、担い手農業者数を当該法人等のオペレーターなどの専従職員(農業従事者)を担い手農家としてカウントする。